

## 政策VII 戰略的な地域経営の展開

### 施策 6-5 男女共同参画社会の形成

#### 【現状と課題】

核家族化や少子化等による世帯人員の減少、生活利便性が向上したことによる家事労働負担の軽減、さらには自己実現に対する意欲の高まり等を受けて、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、今後も女性の社会参画は一層拡大する傾向にあります。

一方で、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の考え方が、未だに地域社会の中に根強く残っていることから、こうした考え方を変革させていくような意識改革への取組みが重要となっています。

また、家庭内暴力や性的いやがらせなどの人権侵害を防ぐためにも、性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現することが求められています。

このため、本町においても、「男女共同参画推進計画」を策定し、その推進を図っていくことが必要となっています。

#### 【基本事業】

##### 6-5-1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画を策定するとともに、多様化するニーズに対応するための様々な学習機会や情報の提供、並びに啓発活動を行い、固定的な性別役割分担意識の是正と男女共同参画社会形成に対する意識の形成を図ります。

基本事業	主要事務事業
男女共同参画の推進	・男女共同参画推進計画策定事業 ・普及啓発活動推進事業 ・学習機会、情報の提供

